

北千葉広域水道企業団 建設工事施工管理基準

令和6年10月1日施行

目 次

1. 目 的	1
2. 適 用	1
3. 構 成	1
4. 管理の実施	1
5. 管理項目及び方法	1
6. 規格値	2
7. その他	2
別添－1	4
別添－2	4

北千葉広域水道企業団建設工事施工管理基準

この北千葉広域水道企業団建設工事施工管理基準（以下「管理基準」という。）は、建設工事共通仕様書第1編共通編第1章総則1－1－24「施工管理」に規定する建設工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1. 目 的

この管理基準は、建設工事の施工について、**契約図書**に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

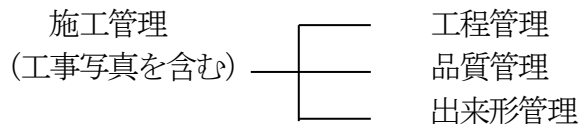
2. 適 用

この管理基準は、北千葉広域水道企業団が実施する建設工事を請負により施工する場合に適用する。

ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物は除くものとする。

また、工事の種類、規模、施工条件等管理基準により難しい場合は、また、管理基準が定められていない工種については、監督職員と**協議のうえ**、施工管理を行うものとする。

3. 構 成



4. 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度逐次管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督職員の請求に対し直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工程管理を工事内容に応じた方式（ネットワーク（PERT）又はバーチャート方式など）により作成した実施工程表により行うものとする。

ただし、応急処置又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形成果表又は出来形管理図を作成し管理するものとする。

ただし、測定数が5点未満の場合は出来形成果表のみとし、出来形管理図の作成は不要とする。

(3) 品質管理

- ① 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じて、工程能力図又は、品質管理図表（ヒストグラム、 $\bar{x}-R$ 、 $\bar{x}-R_s-R_m$ など）を作成するものとする。

ただし、測定点数が 10 点未満の場合は品質管理表のみとし、管理図の作成は不要とすることができる。この品質管理基準の適用は、下記に掲げる工種(イ)、(ロ)の条件に該当する工事を除き、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、**特記仕様書**で指定するものを実施するものとする。

(イ) 路 盤

維持工事等の小規模なもの（施工面積が 2 0 0 m²以下のもの）

(ロ) アスファルト舗装

維持工事等の小規模なもの（同一配合の合材が 5 0 t 未満のもの）

- ② 受注者は、セメントコンクリートの適用に当たり、無筋コンクリート構造物のうち重力式橋台、橋脚及び重力式擁壁（高さ 2. 5 m を超えるもの）については、鉄筋コンクリートに準ずるものとする。

6. 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準（別添－ 1 ）により測定した各実測値（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

7. その他

(1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない個所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（別添－ 2 ）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督職員に請求に対し速やかに**提示**するとともに、工事完成時に**提出**しなければならない。

附 則

この基準は、昭和58年4月1日から施行し、同日以降、企業団が発注する建設工事に適用する。

この基準は、平成2年6月20日から施行し、同日以降、企業団が発注する建設工事に適用する。

この基準は、平成7年4月1日から施行し、同日以降、企業団が発注する建設工事に適用する。

この基準は、平成10年4月1日から施行し、同日以降、企業団が発注する建設工事に適用する。

この基準は、平成17年4月1日から施行し、同日以降、企業団が発注する建設工事に適用する。

この基準は、平成28年4月1日から施行し、同日以降、企業団が発注する建設工事に適用する。

この基準は、平成31年4月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事に適用する。

この基準は、令和3年4月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事に適用する。

この基準は、令和4年1月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事に適用する。

この基準は、令和4年12月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事に適用する。

この基準は、令和6年10月1日から施行し、同日以降の企業団が発注する建設工事に適用する。

別添－１

出来形管理基準及び品質管理基準

この出来形管理基準及び品質管理基準は、北千葉広域水道企業団建設工事施工管理基準第６項で規定する出来形管理基準及び規格値、品質管理基準及び規格値を定めたものである。

ただし、出来形管理基準及び品質管理基準の規格値は、千葉県「土木工事施工管理基準」（令和６年１０月改定版）を準用するものとし、かつ、建設工事共通仕様書第１８編水道編に適用する管理基準は、千葉県企業局「水道工事施工管理基準２０２１」を準用するものとする

別添－２

写真管理基準

この写真管理基準は、北千葉広域水道企業団建設工事施工管理基準第７項で規定する写真管理基準を定めたものである。

ただし、写真管理基準は、千葉県「土木工事施工管理基準」（令和６年１０月改定版）を準用するものとし、かつ、建設工事共通仕様書第１８編水道編に適用する基準は、千葉県企業局「水道工事施工管理基準２０２１」を準用するものとする。